

各位

一般社団法人発明推進協会

## 『産業財産権標準テキスト 総合編 第5版』の訂正について

標記について以下のとおり訂正させていただきます。ご査収のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

頁	行等	現在、記載している内容	訂正
23	図	意匠権（意匠法）…設定登録の日から20年間保護	意匠権（意匠法）…意匠権設定後、出願の日から25年間保護
23	図	地理的表示	地理的表示（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）
87	18-19	…少なくとも122,000円（118,000円＋請求項の数×4,000円）。	…少なくとも142,000円（138,000円＋請求項の数×4,000円）
107	3-4	…、「物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」…	…、「物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」…
107	7	第一に、意匠は物品に係るもので…	第一に、意匠は物品等に係るもので…
107	最終		【追加】2019年の意匠法改正により、建築物や画像のデザインも保護されるようになりました。
109	23-31	□画面デザイン 2007年4月1日以降の出願から、物品の本来の機能を発揮できる状態にする際に必要な操作に使用される画面デザインについても、意匠の構成要素として意匠法の保護対象となりました。録画機の操作画面がテレビに表示されるなど、物品とは違う物に表示される場合でも保護の対象となります。 ただし、物品から独立して販売されるゲームソフトなどによって表示される画面デザインや、操作後の状態の画面デザインは、物品の操作画面ではないので保護されません。	【追加／広がる保護対象】 ■建築物 ①土地の定着物であること ②人工構造物であること（土木構造物を含む） ■画像 ①物品又は建築物の一部でないこと ②操作画像又は表示画像に該当すること ※物品又は建築物の表示部に示された画像は物品又は建築物の部分として扱う ※物品、建築物又は画像自体の形状等であること ※物品等そのものが有する特徴又は性質から生じる形状等をいう。
114	3-5	（意匠権の発生と消滅）…設定登録の日から20年間存続することができます（2007年3月31日以前に出願されたものについては15年間です）。	（意匠権の発生と消滅）…意匠権設定後、出願の日から25年間存続することができます（2007年3月31日以前に出願されたものについては設定登録の日から15年間、2007年4月1日から2019年3月31日までに出願されたものについては設定登録の日から20年間です）。
124	表	日本：存続期間 登録／20年	出願／25年
124	表	韓国：存続期間 登録／20年	出願／20年

頁	行等	現在、記載している内容	訂正
124	表	メキシコ：存続期間 出願/15年	出願/5年延長5年ずつ4回
124	表	フランス：無効審判 ●	○
124	表	イギリス：ハーグ協定 ×	G
124	表	イギリス：存続期間 出願/5年延長5年ずつ4回	出願/25年
124	表	ロシア：ハーグ協定 ×	G
124	表	特許行政年次報告書2017年版より抜粋 <a href="https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2017/toukei/0610_03.pdf">https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2017/toukei/0610_03.pdf</a>	諸外国・地域・機関の制度概要（一覧表） <a href="https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujiji3isyoyou.pdf">https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujiji3isyoyou.pdf</a>
153	表	メキシコ：異議申立期間 規定なし	公開後1か月
153	表	イギリス：異議申立期間 公開後2か月	公開（公告）の翌月の16日から2か月
153	表	インド：先使用主義 ○	（削除）
153	表	インド：異議申立期間 公開後3か月	公開後4か月
153	表	タイ：先使用主義 ○	（削除）
153	表	根拠資料：特許行政年次報告書2017統計・資料編 第6章10.（4） <a href="http://www.jpo.go.jp/shiryotoshin/nenji/nenpou2017/tokei/0610_04.pdf">http://www.jpo.go.jp/shiryotoshin/nenji/nenpou2017/tokei/0610_04.pdf</a>	参考 諸外国・地域・機関の制度概要 <a href="https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujiji4syoyouyou.pdf">https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujiji4syoyouyou.pdf</a>
157	4	（知的財産室） <a href="http://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/tokusitu.htm">http://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/tokusitu.htm</a>	<a href="http://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/chizaishitsu.htm">http://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/chizaishitsu.htm</a>
157	7	（知財活用センター） <a href="http://www.jpo.go.jp/torikumi/chiteki/chiran.htm">http://www.jpo.go.jp/torikumi/chiteki/chiran.htm</a>	<a href="https://www.inpit.go.jp/about/profile/gaiyou/siencenter00002.html">https://www.inpit.go.jp/about/profile/gaiyou/siencenter00002.html</a>
157	34	（日本弁理士会） <a href="http://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation">http://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation</a>	<a href="http://www.jpaa.or.jp">http://www.jpaa.or.jp</a>
180	2-3	（著作権の制限）私的使用のための複製や図書館などにおける複製などは、著作権者に著しい不利益を及ぼすことがない限りにおいて著作権の効力が及びません。	著作権者に著しい不利益を及ぼすものにも著作権の効力が及びます。（スクリーンショット等での写り込み、特徴的なもの、二次創作、パロディなどは除外されます）。
181	23-25	なお、180ページの「5 著作権の制限」で説明した通り、権利者に無断で行う行為であっても、私的に使用するために行う行為などは権利の侵害にはなりません（著30条、著102条）。しかし、	（削除）
195	図		財務省関税局HP「知的財産侵害物品の取締り」を参照。 <a href="https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/b_001.htm">https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/b_001.htm</a>
196	15-16	（東京地方裁判所 平成14年4月25日 平成14年（7）3764号）。	（東京地方裁判所 平成14年7月18日 平成14年（ワ）8104号）。
200-201	表	（特許料等の減免制度について） <a href="http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm">http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm</a>	<a href="https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html">https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html</a>
203	奥付	（一般社団法人発明推進協会） 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-14	〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-1